

令和3年度公益財団法人中央果実協会公募事業
「果樹農業生産構造分析調査」実施要領

1 事業の目的

令和2年4月に公表された果樹農業振興基本方針に即して、都道府県の果樹農業振興計画や果樹産地構造改革計画の策定が進められ、令和2年度からは果樹農業生産力増強総合対策事業が実施されている。事業の実施に当たっては、地域の特徴を把握して果樹産地として発展していくための条件を明らかにすることが必要である。

このため、2020年農林業センサス及び過去のセンサスのデータ等を用いて果樹農業の生産構造を道府県・主産地別、時系列的に分析し、主産地の今後の動向及び発展条件の検討に資する

2 事業内容

(1) 検討委員会

当協会が学識経験者からなる委員会を開催し、調査内容の検討、調査結果の分析、とりまとめに対し助言を行う。

※ 3の公募に応募する者は、農林業センサスについて専門性を有する学識経験者を1名推薦すること。

(2) 果樹農業の生産構造分析

2020年農林業センサス及び過去のセンサスのデータ等を用いて、農業生産全体との比較、時系列的分析等によって、果樹農業の生産構造の特徴を明らかにする。

(分析項目の例)

経営体（概要、栽培面積規模別、品目別）、販売農家（主副業別、農産物販売金額規模別、出荷先別）、経営者、農業労働力（常雇、臨時）、農業関連事業、環境保全型農業への取り組み、後継者

(3) 果樹産地の生産構造分析

2020年農林業センサス及び過去のセンサスのデータ等を用いて、果樹生産全体との比較、時系列的分析等によって、主要果樹産地（果樹産地協議会単位）の生産構造を分析し、その特徴を明らかにする。

また、全ての果樹産地協議会毎にセンサスデータ※を整理する。

(整理するセンサスデータの例)

販売農家数、主業農家数及び主業農家率、販売目的で栽培している果樹類の栽培農家数、果樹栽培面積3ha以上の農家数及び農家率、農産物販売金額1千万円以上の農家数及び農家率、同居後継者がいる農家数及び農家率、販売目的で栽培している果樹類の栽培面積、一戸当たり果樹栽培面積、樹園地の耕作放棄

面積割合、農業就業人口数、65歳未満の農業就業人口数及び割合、一戸当たり農業就業人口

(4) 果樹産地現地調査

(3) 果樹産地の生産構造分析で果樹産地として発展していくための条件を有すると認められる等特徴を有する地区（概ね3地区程度）について、概要、背景、要因、課題等を調査する。

※ 2の(2)の分析項目、(3)の整理するセンサスデータ、その他(2)～(4)の調査の詳細については、(1)の検討委員会の助言を踏まえて決定する。ただし、3の公募に応募する者は、これらの詳細についても提案を行うこと。

3 受託者の公募

上記2の(2)～(4)の事業を委託するため、当協会公募要領（以下「公募要領」という。）に従い、本事業を担うに適切な団体・機関等（以下「団体」という。）を公募する。

本事業に応募する者は、公募要領等に従い、令和3年5月14日（金）午後3時（必着）までに、当協会に別添応募書を2部提出するものとする。

応募者に対しては、公募要領7の審査委員会の開催に先立ち、事務局において事前ヒアリングを要請する場合があります、これに出席しなかったものは、辞退したものと見なす。

審査の結果、採択された場合は、速やかに委託契約を締結する。

4 委託事業の実施期間

令和3年5月（契約日）～令和4年1月31日とする

5 報告書等の提出

受託者は実施結果を取りまとめた報告書を1部作成するとともに、電子媒体（CD-R等）で令和4年2月10日までに、当協会へ提出する。

6 委託する事業経費の上限

3,800,000円（消費税を含む）

7 事業の内容に関する問い合わせ先

公益財団法人中央果実協会 植木、横井

TEL03-3586-1381